

人文主義法学と海上消費貸借の利息

——シャルル・デュムラン（1500-1566）『利息論』覚書*——

田 中 実

1. はじめに

ルネサンスに対応する人文主義の動きの中で、ヴェネツィアの貴族エルモラオ・バルバロ（1454-1493）は、1世紀のコルメッラの『農業論』から、古代ローマでの利息（制限）の表現 *usura(e) centesima(e)* の正しい意味を発見する。『ローマ法大全』の解釈の基準となったアックルシウスの標準註釈からもわかるように、中世法学は、このケンテシマ（*centesima*）を年利100%つまり1年で利息が元本と同額になるものという意味していると誤解していた。実際には、月に1%年利12%を意味していたのであり、100番目の月に利息の総額が元本に達するものであった。このことはシエナの法学者バルトロメオ・ソチーニ（1436-1507）のローマ法注解書にも紹介され、法律家にも広く知られていく。こうしてケンテシマを年利100%であると誤解していたために、その意味するところが理解できなかった難解法文が解決される一方で、これまでそれなりに説明・納得されていた法文が新たな検討を迫られることになった。前者の例としては、国家に毎年一定額を支払うという遺贈義務は、自然人の場合のように受遺者の平均余命を想定できないために、何年間の負担として計算すべきかを論じた D. 35. 2. 3. 2 が最も重要である。後者の例としては、履行遅滞の場合の違約罰としての利息を100デナリウスにつき1デナリウスと問答契約で定めたケースが、上限の年利12%を超えてしまう「25日ごとに」ではなく「30日ごとに」の誤記であったことが発見される D. 12. 1. 40 などがある。しかし、その内容の理解をめぐる人文主義法学者の間でとりわけ議論がなされたのは、海上消費貸借の利息を扱うパウルス法文 D. 22. 2. 4 であり、この法文については、16世紀の短い間に、語順の変更、項の区切り方の変更の提案がなされた。大まかな流れは、すでに別稿で述べているので¹⁾、本稿では、当時この問題を最も詳しく論じたと思われるフランスの人文主義法学者シャルル・デュムラン（1500-1566）の『利息論』²⁾の中から、D. 22. 2. 4の解釈を展開する部分を紹介することにしたい³⁾。利息徴収そのものに関する考え方、古代に関する博識の披露、定期金の扱いなど、デュムランの浩瀚な利息論を検討する際に本来は中心となるべきテーマ

を扱うのではなく、ローマ法の個別法文についての彼のアプローチを比較的詳しく見ることによって、伝えられたわずかなテキストの釈義学のあり方について、具体的なイメージを得ることが本稿の目的である。海上消費貸借についてのデュムランの議論については、すでに Troje の紹介があり基本的な事項は知ることができるものの⁴⁾、彼は、デュムランが節の区切りに関して traditionell な立場をとったことを論述の中心にすえており、しかも、その紹介の仕方は、やや断片的であり、結局、デュムランが、法文の内容を全体としてどのように把握し、また個々の文言についてどのように分析したか、必ずしもわかりやすいものではない。この点、より忠実にデュムランの述べているところについて覚書を公にすることにも意味があると思われる。デュムランのこの箇所は、人文主義運動による新たな知見により、著名な法学者たちが、新たな解釈提案を試みた様を、臨場感あふれる形で我々に伝えてくれる非常に興味深いものである。拙い覚書ではあるが、ヨーロッパの人文主義を理解する上での具体例の紹介として、ヨーロッパに関する社会科学と人文学との学際的な議論の架け橋である本センター報への掲載をお許しいただけるものとする。

2. D. 22. 2. 4 の流布本の理解と新たな変更提案

まずは D. 22. 2. 4 を中世の流布本の区切り方で見よう⁵⁾。流布本では、項に数字が付されていないが、便宜上、今日の例に倣い、数字で項目を付け、この切り方での引用には、冒頭に vulg. を付すことにし、今日の校訂版は、通例の引用法で示すことにする⁶⁾。

vulg. D. 22. 2. 4. パピニアヌス『解答録』第3巻

〔首項〕海上消費貸借金が、債権者が危険を引き受けずに受領されたか、一定の期日後または一定の条件成就後に危険が債権者の負担でなくなったのかに違いはない。〔通常の上限＝中世の理解では年利 100%〕適法利息以上の利息債務は生じない。しかし最初のケースでは、常に〔生じないの〕であり、後のケースでは、危険が〔債権者負担では〕なくなっているからである。

Nihil interest, traiectione pecunia sine periculo creditoris accepta sit an post diem praestitutum et condicionem impletam periculum esse creditoris desierit. utrobique igitur maius legitima usura faenus non debebitur, sed in priore quidem specie semper, in altera vero discusso periculo:

〔1項〕海上消費貸借金の〔返還の際に受領する〕ために同伴させた奴隷の労務に対し、〔後述のデュムランの解釈は別として、一般の解釈に従えば、それ以前は上限なく利息が徴収できるので、この労務についての取決めは不要ともいえるが、危険が債権者負担ではなくなくなっているについては〕より大きな利息のために、質や抵当も設定されてはならない。Nec pignora vel hypothecae titulo maioris usurae tenebuntur, pro operis servi

traiecticiae pecuniae gratia secuti.

（2項）日割りで〔一般の利息制限についてなら「日割りで」、後にあげる校訂版のように、奴隷の労務についてと理解すれば、「日当で」と訳すこともできる〕問答契約がなされたものは、ケンテシマ〔中世の理解だと年利100%〕までで、ダブルを超えない債務となる。Quod in singulos dies in stipulatum deductum est, ad finem centesimae non ultra duplum debetur.

（3項）危険〔の移転〕の期日後の利息について、分離してなされた問答契約において適法利息に満たないものは、労務についての別の問答契約によって補充される。

In stipulatione faenoris post diem periculi separatim interposita quod in ea legitimae usurae deerit, per alteram stipulationem operarum supplebitur.

この法文は、3世紀初頭に死亡した、古代ローマの一流法学者パピニアヌスのもとに、ある契約をめぐる法律問題が持ち込まれ、それに対して彼が与えた解答の記録が、『ローマ法大全』の『学説彙纂』に採用されたものであると考えられる⁷⁾。そして、海上消費貸借において、債権者が難破や海賊などの危険を全面的に負担する代わりに、航海が成功裏に終わったときには、債権者は、制限を受けない利息を受け取ることができるとする古代の慣行を前提にしていると、一般的には理解できる。他の法文との関連を別にして、流布本の読み方で、中世の利息の理解に従えば、この法文は次のように理解できよう。

首項では、ある時点を境に債権者が危険を負担しない旨の取り決めがなされていたとき、その時点からは通常利息制限に服することになると述べている。1項では、債権者が自己の奴隷を航海に同伴させ、その奴隷の労務の対価としての給付を債務者に約束させ、それに対して担保を設定したとしても、やはり利息制限に服すと述べている。2項では、ケンテシマを年利100%とした中世の理解によれば、日割り計算で設定された利息債務は、元本まで、つまり1年間は進行するが、それを超えては利息債務は増えないことが述べられている。これを奴隷の労務とかかわらせずに、一般の利息設定の問題として読むこともできるわけである。3項では、奴隷の労務の対価としての名目で債務者が負担することになっていたとき、債権者が危険を負担しなくなって以後の、消費貸借金に対する利息債務と合わせて、ケンテシマを超えてはならないことを述べている。

要するに、海上消費貸借契約において、債権者が危険を負担しなくなる以上、利息は通常制限（年利100%以下）に服すること、航海に同伴させた債権者の奴隷の労務に対する担保の名目でも、その制限を超えることは許されないこと、奴隷の労務に対する対価については、一般の利息と合算して、年利100%の制限を超えない範囲でのみ請求できる、あるいはその制限に満たないものを補充する限度でのみ援用できる。これがパピニアヌスの解答の大筋であると理解できる。日割りの利息に対する制限という

一般論について述べている2項が、法文全体の脈絡からは把握しにくい、これについては後に述べよう。

いずれにせよ、ケンテシマが年利100%ではなく12%であると修正されたものの、このこと自体から、一見すると、大筋のところで大きく変更する必要はなさそうにも思われる。

しかし著名な人文主義者ギヨーム・ビュデ(1467-1540)は、新たな人文主義的な知見からローマ法の再解釈を提案する『パンデクテン注記』の初版でこの法文を取り上げ、2項の「日割りで問答契約がなされたものは、ケンテシマまでで、ダブルを超えない債務となる」(*ad finem centesimae non ultra duplum debetur*)の部分について語順を変更し、「ケンテシマのダブルを超えない債務となる」(*ad finem non ultra duplum centesimae debetur*)と読まなければならないとする。『注記』でのビュデの書き方は、主張を簡潔に述べるだけであり、その意味するところについても、また、なぜこのような語順変更の提案をしたのかも説明がなされておらず、それだけを読んだだけでは、理解が困難である。「ケンテシマのダブル」の意味は、年利24%のようにも思われるが、実はそうではない。後に見るように、デュムランもそのような理解をして後に修正したかのようにも見える。ビュデのその直後の叙述を見ると、ギリシア語の表現を用いながら、2度にわたって、つまり往路復路ともに、ケンテシマの利息債務が生じうるとしているだけであるとも読める⁸⁾。そうだとすると新しい利息の理解で、年利12%の制限に服するという事を変更しているのではなく、「ケンテシマまで」とは別の制限として書かれている「ダブルを超えない」を削除しただけのこととなる。では、なぜ削除する必要があったのか。これはフランソワ・オトマン(1524-1590)が書いているように、海上消費貸借金の危険を債務者が負担することになってからの年利12%の利息が、「ダブルを超える」には、100ヶ月つまり8年4ヶ月以上の航海、あるいは航海そのものではなくとも債権者の奴隷を引き連れての返済の遅滞が必要となるからである。古代の地中海で、債権者の奴隷を同伴させるこのような長期の航海や遅滞が想定できないのではないかという新たに生じた疑問を解消させるためのものであったのである⁹⁾。中世の年利100%の理解だと1年で利息の総額は元本に達するので、こうした疑問は生じなかったわけである。

さらに、これとは別に、デュムランが『利息論』の執筆を進める中、単語や節の区切りのないフィレンツェ写本の校訂版出版の作業を進める、レーリオ・トレッリ(1489-1576)による節の区切り方の変更提案が、弟子のアントニオ・アグスティン(1517-1586)から報告された¹⁰⁾。そしてこの新たな区切り方が、その後今日のモムゼン版にいたるまで採用されることになり、流布本とは違う法文の理解がなされることになった¹¹⁾。法文は次のように区切って読まれることになったのである。

D. 22. 2. 4 パピニアヌス『解答録』第3巻

（首項）海上消費貸借金が、債権者が危険を引き受けずに受領されたか、一定の期日後または一定の条件成就後に危険が債権者の負担でなくなったかに違いはない。〔通常の上限＝年利12%〕適法利息以上の利息債務は生じない。しかし最初のケースでは、常に〔生じないの〕であり、後のケースでは、危険が〔債権者負担では〕なくなってからである。より大きな利息のために、質や抵当も設定されてはならない。

Nihil interest, traiecticia pecunia sine periculo creditoris accepta sit an post diem praestitutum et condicionem impletam periculum esse creditoris desierit. utrobique igitur maius legitima usura faenus non debetur, sed in priore quidem specie semper, in altera vero discusso periculo: nec pignora vel hypothecae titulo maioris usurae tenebuntur.

（1項）海上消費貸借金の〔返還の際に受領する〕ために同伴させた奴隷の労務に対し、日当で問答契約がなされたものは、ケンテシマまでで、ダブルを超えない債務となる。危険〔の移転〕の期日後の利息について、分離してなされた問答契約において適法利息に満たないものが、労務についての別の問答契約によって補充されるのである¹²⁾。

Pro operis servi traiecticiae pecuniae gratia secuti quod in singulos dies in stipulatum deductum est, ad finem centesimae non ultra duplum debetur. in stipulatione faenoris post diem periculi separatim interposita quod in ea legitimae usurae deerit, per alteram stipulationem operarum supplebitur.

首項の最初の部分および1項の最後の部分は、それぞれ流布本の首項全体および3項の全体に対応し、変更はない。変更されたのは、次の点である。一つは、「より大きな利息のために、質や抵当も設定されてはならない」について、流布本では奴隷の労務に結びつけられていたのを、そこから切断し、その前に述べられた利息制限が質や抵当についてもあてはまるという意味で、首項に組み込まれたことである。今一つは、奴隷の労務に対して「日当で」の支払いが問答契約されたとき、それはケンテシマまでで、ダブルを超えないという制限に服するというようにつながられたことである。

3. デュムランの議論 (1) 質疑4 (quaestio quarta) の前提

デュムランの『利息論』の中で、D. 22. 2. 4 が本格的に論じられるのは、質疑4、103節からである¹³⁾。しかし、まずは、それよりも前の節の叙述について、その質疑4の理解に直接必要な部分を手短に紹介しておこう。

彼は36節で、古代の諸民族においては、正規法 (lex communis) として、ケンテシマ (年利12%) を超える利息が許されていないとし、ビュデを介して古代の文献から、それを超えている例として、アテネでの嫁資返還遅滞の場合を挙げている¹⁴⁾。ローマでケンテシマを超えるケースとしては、海上消費貸借の例と、有責判決を受けた債

務者の猶予期間経過後に課されている利息の例があり¹⁵⁾、前者については、その上限は分からないが、若干超える程度のものであったとし、後者は、ダブルのケンテシマを課していたとする。前者は、危険の引受に対する補償的なウスラ(usura compensatoria)の意味での約定利息であり、後者については、猶予期間という法律上の利益を濫用したことに対する罰の意味での法定利息(usurae punitoria)であるので、ともに、利息に対する嫌悪を排除するような変則的なケース(singulares casus)、特段の正当事由があるケースである。ちなみに、ユスティニアヌス帝はこの2つの変則利息をケンテシマに引き下げている。そして、これ以外にケンテシマを超過する利息を許容した例は、ローマ古法においても見られないとする。そして40節では、ケンテシマを最高の利息であると表現しているローマ法文や¹⁶⁾、キケロの『アッティクス宛書簡集』に対する自身の解釈を挙げ¹⁷⁾、また41節では、本稿の最初に挙げた、ハロアンダーやフィレンツェ写本によって修正を受けるD. 12. 1. 40などを挙げて、ローマ人にとってもケンテシマは通常は許容できる最高利率であったことが強調されていく。加えて、ローマ人が太古において利息徴収そのものを嫌悪していたことを物語る古代の史料についての該博な知識が披露される。しかし、我々のテーマでは、とりわけ「確かに、C. 4. 32. 26以前では、法上、海上消費貸借においてはケンテシマを若干超えて問答契約することが許されていたのであり」というデュムランの認識が重要である。他の論者は、とりわけユ帝以前の法源『パウルス断案録』2巻14章を援用して、危険を債権者が負担する限りは、利息の制限を受けなかったというように考えているのに¹⁸⁾、これに反対しているからである。この独特な理解のために、彼の議論はこの基本的な点では後代には受容されていないと思われるが、それ以外の彼の立論は、今日から見ても、その豊かな知識と興味深い指摘ゆえに検討に値するものである。

46節では、「利息がダブルを超えない」という文節の意味が解説される。この場合のダブルとは元本を含めての表現であり、従って、この文節の意味は、利息が元本額を超えるのは許されないということである。そしてこの制限は、ウルピアヌス法文D. 12. 6. 26. 1から明らかである。〔流布本の切り方だと〕vulg. D. 22. 2. 4は、これが海上消費貸借の取引においても適用されることを宣言していた。しかしこの制限は、2つの勅法によって著しく緩和されてしまった。一つの緩和は、C. 4. 32. 4に収録されたセウェルス帝とアントニヌス帝の勅法である。デュムランによれば、この勅法によって、ダブルの制限は、質権が設定されたときには適用を受けなかったのであり、質物の価値まで進行する利息すべてを受領することになったというのである。これは新たな質物を追加請求することによって、利息の際限もない進行を許容することになった。これに対しては、ようやく529年のユ帝勅法C. 4. 32. 27によって、質権が設定されているときでも、ダブルを超えての利息徴収は許されないことが宣言された。

今一つの緩和は、C. 4. 32. 10に収録された、アントニヌス帝の勅法である。この勅

法は、ダブルをつまり元本を超えてはならない利息の総額の計算にあたって、計算に入れられるのは未払いの累積利息であって、既払いのものは計算に入れないことを宣言する。

C. 4. 32. 10

異なった時期に支払った利息は[利息が複数回にわたって支払われたとしてもそれは]、ダブルの計算について[被告・債務者に]利益とはならない。なぜなら、弁済の期日において、[未払いの]利息の全額がその計算を超えるときに、元本の額を超えては、利息は請求されないのであるから。

デュムランによれば、利息がわずか1年でダブルに達すると誤解していた中世法学にはこの法文は理解できなかったという¹⁹⁾。この勅法下では、利息を未払いのままにする債務者や、厳酷冷淡な債権者が有利な扱いを受けることになった。そして、これは新勅法 121 ひいては 138 で是正され、既払いの利息もダブルの計算に算入することが定められ、決着がつけられる²⁰⁾。もっともこれらの新勅法は、註釈の知らない復元・非継受法文であった。このため、「註釈の認めなかった（認識しなかった）ものは法廷も認めない」という原則を受け入れているところでは、この是正が継受されなかったことになる²¹⁾。ダブルの制限の意味がこのように述べられている。49 節では、本稿冒頭で触れたような、ケンテシマが年利 100%ではなく、12%であることが解明され法律家にも知られていく過程が簡潔に述べられている。

4. デュムランの議論 (2) 質疑 4 (quaestio quarta)

デュムランは、質疑 4、103 節から D. 22. 2. 4 の本格的な検討を始める。先に述べたように、vulg. D. 22. 2. 4. 1 をビュデの提案にかかる「ダブルのケンテシマ」と読むと、一見すると 24%とも理解でき、ローマ法においては、2つの例外を除いて、ケンテシマより重いウストラはないというデュムランの所見に反することにもなりかねない。古くからの通説の読み方だと、単にケンテシマであるが、デュムランによれば、利息の進行が最終的にダブルを超えることのないようにとも述べていないという。彼は、「ケンテシマにはほとんど生じないから」と述べているだけであるが、新たなケンテシマの理解だと 8 年 4 ヶ月もかかってしまうことを念頭においていたと思われる。彼は、まず、ビュデに遡る語順変更について述べている。

「…しかしダブルのケンテシマについて明示されていると考える者もいる。ハロアンダーが読んでるように。彼は finem という単語の後にある centesimae という単語を、以前からの通説の箇所から、3つの単語 [non ultra duplum] の後に移し、そ

して数や量を言い表すダブル (duplum) という単語にかけている。従って次のように読んでいる。「日割りで (日当で) 問答契約がなされたものは、ケンテシマのダブルまでで、〔それを〕 超える債務は生じない」と。『パンデクテン注記』でこのように読むべきであると初めて考えた我らが〔フランスの〕 ビュデから、ハロアンダーはこの読み方を受け入れているのであるが²²⁾、〔ハロアンダーは〕海上消費貸借の利息は、利息として2つのケンテシマにまで (ad duas centesimas lucri) 達すること、そしてそうだとすると結局は〔元本も入れて〕トリプル〔3倍〕になることができる、そういう意味であると考えてのことである²³⁾。

ハロアンダー版自体では、何の脚注もコメントも付されずに法文修正がなされているので²⁴⁾、最後の考えは彼の他の著作からとったのか、あるいはデュムラン自身のハロアンダー解釈であるかは不明である。いずれにせよ、ケンテシマのダブルという表現が不明瞭であることには変わりはない。

「この読み方は新しく、最近になって精巧に作られたものであり、〔『学説彙纂』の〕他の古い版とも新しい版とも異なっているが、余はそのように従うべきであるとは決して考えないのであり、その新たなニュールンベルク〔ハロアンダー〕版を除き、パリ版やすべてのものが従っている、古くからの通説の読み方を維持すべきであると考える。それが信頼できるものであることと、他の法文と調和していることのためである。新たな読み方は、この調和に反していたのである。海上消費貸借の利息は、ケンテシマまでで評価された。ケンテシマは〔勅法によって制限がなされるよりも前の〕学説彙纂の法においてさえ、最大で最も重い利息であったのである。先に40節で示されたように〔すでに指摘したように、この解釈はデュムランに独特なものである〕。学説彙纂の法において許容されていたことはありそうもなく、まして、この項で、ダブルのケンテシマなど認められていることはありそうもない²⁵⁾。

ここまでは、デュムランは、ダブルのケンテシマを年利24%と考えていたように思われる。そして追加分が次のように続き、ビュデの正確な理解が紹介されている²⁶⁾。

「D. 22. 2. 1 は抵触しない。なぜなら、ビュデが D. 22. 2. 4〔の注記〕で何を述べたにせよ、その法文では、2つのケンテシマはなく、同時にでもなければ、まずは往路、そして復路であるように、2つの行き来 (往来) としてであるかのように、別々にでもないからである。なぜなら、往復の利息についてさえ、ダブルのケンテシマではありえず、1つのケンテシマだけであるから。金銭またはそれに代位する商品が、往路だけについて、債権者の危険にあるなら、その時までだけ、往路だけのケンテシマの利息が進行する。しかしもし復路についても債権者が危険を負担するなら、その経過で、ダブルではなく、同じ単額のケンテシマが続くのであり、それは決してダブルを超えることはありえないのであり、ハロアンダーは、ビュデに従いつつ、迂闊な誤りをおかしていたのである²⁷⁾。

このようにして、ビュデの言うダブルのケンテシマは、年利 24% を意味するものではないこと、従って、ケンテシマを超える利息ではないことが確認される。そして C. 4. 32. 26 以前、ケンテシマを超過する海上消費貸借の利息が認められていたという証拠が『ローマ法大全』には残っていないと考える。その後、104 節では、最初にハロアンダーへの称賛がなされているが、再び本題に入り、たとえビュデやハロアンダーの読み方に従っても同じことになることが再び確認される。

「しかし本題に戻ろう。加えて、余は述べる。たとえハロアンダーの読み方が、この点で正しく誤りでないとしても、我々の判断解釈に反する結論には大した意味はない。なぜなら、この新しい〔語順での〕法文が述べているのは、ダブルのケンテシマ〔年利 24%〕ではなく、ケンテシマのダブル〔年利 12% がダブル、2 回〕ということであるから。そして、単額を含んでいるダブルについて、このように理解しなければならないのであり、古い通説の読み方と同じことになるのである。そしてこのことが是認されるのは、一つには、それは、ほかの法文から逸脱するような何らかのことが、黙示的に引き出されることのないようにということであり、今一つには、通例は、法においては、単額が、ダブルの中に入っているからである。46 節のように。そしてこのようにケンテシマのダブルという文言は、それを、他動詞的に〔ケンテシマをダブルにすると〕理解しようとも、自動詞的に〔ケンテシマがダブルになると〕理解しようとも、ダブルのケンテシマという結論ではなく、単にケンテシマだけの結論である。これは結局、元本と一緒に、ダブルになるのであり、それ以上は増えないのである。新しい読み方は、我々の判断解釈と反対であることはなく、むしろ、その判断を確認するものである。たとえ日割りであれ、他の通例の仕方であれ通例でない仕方であれ、利息の問答契約がなされるにせよ、区別なくである。すぐに述べるように。にもかかわらず〔余は〕通説の読み方をよしとする」²⁸⁾。

そして、この語順変更の提案者を誤解してはいるが、アルチャートもこの変更自体を非難したことを報告している。

「これらが書かれ、出版の準備がなされている中、アルチャート『パレルゴン 7 巻』が世に出た²⁹⁾。彼は、6 巻 15 章で、我々と同じ考えで、通説の読み方に従い、アックルシウスの語の移動を非難した。この語の位置をずらすことを行うのは、決してアックルシウスではなく、ビュデと、彼に従ったハロアンダーである。それ故、それは書き誤りであり、アルチャートも、アックルシウスではなくハロアンダーについて考えており書いたのだと余は考える。最近、アントニオ・アグスティンの非常に博学な作品が出版された³⁰⁾。彼は、その 1 巻 9 章で、通説の読み方を擁護している。従って、この項の古くからの正しい通説の読み方が保持されたとすると、不明瞭な点は、ただ、ad finem という用語ゆえに生じているだけである」³¹⁾。

こうしてデュムランは ad finem について立ち入って考察する。まず、彼は、105 節

で、利息について言われる、ギリシア人の言うアクメーつまり最大限というのには、一定の期間内の最高利率の場合と、そうではなく、ダブルつまり元本と同額までという利息の堆積量の限度額の場合があるとする。そして C. 12. 37. 16. 1 a には、軍隊の必需品調達書記 (actuarius) が兵士に金銭消費貸借を行うときの特別な規制が定められ、「1 ソリドゥスにつき、1 年または2年で3分の1よりも少ないだけを約束する」という表現がなされている。中世の標準註釈は、上限利率であるケンテシマを年利 100% と考えていたので、この表現を、3分の1 ソリドゥスよりも少ない利息であると理解した。これだと1年なら 33.3... %、2 年なら 16.6... % の利率となったわけである。しかし、ケンテシマが年利 12% であることが判明した人文主義法学時代には、これだと 12% を超過してしまうことになるので、この註釈は維持できなくなってしまった。そこでデュムランは、1 ソリドゥスあたり、期間がどれだけであれ、利息の全額が、その3分の1を超過しては進行しないという意味であると説明し直すのである。このように、利率ではなく利息の総額に対する制限の別の例が追加されるわけである。ちなみに、この彼の説明は、ゴドフロワ注記にも詳しく記されることになる³²⁾。そして 106 節で、我々の検討する項に戻って説明する。以下は、「終わり」を意味する複数のラテン語の単語で説明されており、巧みに対応させた日本語訳ができていないわけではなく拙訳である。

「さて、我々は、この項での *ad finem centesimae* がいかなる終わり (*finis*) つまり最後 (*terminus*) を述べているのかを見よう。期間の経過中に進行し増えていく〔だんだんと堆積していく量の〕最高を述べていないことは明らかである。なぜなら、ケンテシマという用語がこのことを十分に明白に導いているから。従って、まさに、終止符 (ピリオド *periodus*) 自体と進行の終わり、つまりまさに終わりである、限度 (*terminus terminans*) について述べているのである。なぜならこのときにはすべての利息は進行をやめるからである。そしてこの法文は、ダブルのケンテシマではなく、単にケンテシマの消費貸借の利息を述べているというのが明々白々な意味である。ケンテシマのこの進行の最後 (*finis*) は何かを問うている。いくらでも、終わるまで、つまり進行しなくなる額まで上がるのか。そしてパピニアヌスは、ダブルが終わり・限度であると解答しているのである」³³⁾。

「*finis* という表現 (*vox*) もここでは、通常理解されるように、終わる期間 (*terminus finiens*) とか、期間が終わった (*terminus finitus*) とかではなく、量や程度 (利率) として (*pro quantitate, vel modo*) 理解できる。例えば、D. 24. 3. 42. 1 においては、*ad finem superflui* とは、「残るものの量 (超過額) まで」であり、D. 34. 4. 25 において *ad eum finem* は、「同じ額まで」即ち、程度や割合として〔ということである〕。そしてこのように、ここでの問題は、日の、つまり日割りで、しかしケンテシマの割合で把握された、ケンテシマの問答契約についてである」³⁴⁾。

「そしてこのように、最後（finis）という表現は、いずれのようにも理解できるが、全く同じ意味である。この項の真意は、たとえ海上消費貸借であっても、問答契約が月決めであれ日割りであれ、その他の仕方になされたのであれ、ダブルを超えて進行してはならないということを一般に定めることである。これが、この項の正しいそして真実の理解（解釈）であり、文言や真意やほかの法文やルール（原則）にも一致する。これに対して、ダブルのケンテシマについての一般の理解（解釈）は、この項の真意や文言に反しており、残りのすべての法文やルール（原則）にも反している」³⁵⁾。

この箇所は理解が難しいが、引用の二つ目の追加分を中心に考えると、ad finem は、「まで」「を限度として」ということを表現しており、ビュデの提案する語順変更に従って、それだけを独立させて意味を探る必要はないということを述べているように思われる。その後、ここでも後からの追加の箇所であるが、フランソワ・デュアラン（1509-1559）が、海上消費貸借において利息が制限を受けなかったとしていることを非難している。デュアランは例の『パウルス断案録』を挙げているが、デュムランは、これは、学説彙纂編纂にあたってのユ帝の最初の勅法で改廃されているとする³⁶⁾。加えて、プルタルクス『英雄伝』が、カトーの海上消費貸借のテクニックを非難している箇所を論拠に、無制限の利息が認められていたわけではないとする。もっとも、後者の論拠は、無制限の利息が認められていたからこそ非難されていたとも読めること³⁷⁾、前者の論拠に対しては、『ローマ法大全』を整合的な法典と捉えればそうであるが、古代のローマ法が歴史的にどうであったかの知識から、問題の法文にアプローチすることを難なく放棄してよいのかの問題は残るであろう。

次の 107 節は、アグスティンの節の区切り、句読点の打ち方の変更提案の衝撃と、それに対するデュムランの法文への取り組みが述べられている興味深い重要な箇所である。

「このように議論がなされ、刊行の準備がなされているときに、スペインのアントニオ・アグスティンという極めて博学な者の、エレガントで非常に有益な書物が私の手許に届いた³⁸⁾。彼は、すでに我々が述べたように、D. 22. 2. 4 における通説の読み方には何の瑕疵もなく、瑕疵があるのは、句点の打ち方だけであると述べている。この打ち方については、レーリオ・トレッリの注意に基づき次のように修正しなければならないと考えている。つまり、すべての刊本が通例考えているようには、この quod in singulos はそれ自体が一つの項をなしていないというのである。pro operis は同じ文であり、そこから始めなければならず、終止符〔節の区切り〕は一つだけであり、以下のように読まねばならないというのである。つまり「海上消費貸借金の〔返還の際に受け取る〕ために同伴させた奴隷の労務に対し、日当で問答契約がなされたものは、ケンテシマまでで、ダブルを超えない債務となる」と。利息は決して日割りで約束されず、月割りまたは航海ごとで約束されたことから、このように点を打って読ま

ねばならないと考えており、それ以外の理由を挙げてはいない。なるほど師レーリオ・トレッリのこの注意を、余は、喜んで痛快に読んだ。我々の法源を再び清めるにあたっての、彼と先のアントニオの勉強や勤勉ぶりを、余は最高に評価するのであり、最高の称賛と報償に値すると考える。しかし、もし、特に法源について、非常に正確な判断がなされねばならないなら、あれこれのもっともらしいこと (verisimile) から判断してはならず、法を全体として把握する (πλήρωσις) だけでなく、さらに、一つ一つ分けて、逆に、同時に、分析をする (ἀναλυτικώς) 必要がある。全く同じ意味であるときは、前者 (の作業) については、いずれの読み方がより真実であるか、多くの者には議論する必要はないにもかかわらずである」³⁹⁾。

ここでデュムランは、ローマ法文を検討するにあたって、要は全体として何を問題にして何を言っているのかが重要であるが、たとえ同じ意味になるとしても、テキストの解釈としては、テキストの文言一つ一つを分析して疑問のないようにしなければならないということを強調している。そして、彼は、今日でも採用されている新しい節の切り方ではなく、流布本の節の切り方をよしとするのである。これは結局、同じ内容になるなら伝統を尊重しようというだけではなく、デュムランにとっては、個々の部分の検討によってパピニアヌスの法文をより説得的に説明できる読み方を選択することであった。

「流布本の通説の読み方によれば、quod in singulos 項まで続く nec pignora の項において (vulg. D. 22. 2. 4. 2), 一つの意味があるので、海上消費貸借金の (返還を受領する) ために、そして航海を行う債務者と一緒に、派遣した債権者の奴隷の労務を口実としても、適法利息以上の利息の債務が生じることがないことは自明であるが、しかし、もしそれよりも少ない利息が問答契約されていたなら、そのときは適法な上限利息に足らない分だけ、それを超えない分だけ、先の奴隷の労務の問答契約は有効となるのである (vulg. D. 22. 2. 4. 3)」⁴⁰⁾。

法文が問題としているのは、奴隷の労務に対する対価として、つまり利息以外の名目で、債務者に何らかの給付を請求することにより、実質的に適法利率を超えることになるような脱法行為は許されないものであり、その給付に対して質権を設定していても同様であるということである。デュムランは続ける。

「…利得について合意した高利貸しには、策略や口実を用いて、何らかのものを、[利息以]外から控除することが許されていない。つまり、中間の利息の、法律によってなされた評価のほかには、何らかの費用やその他の負担によって課すことが、債務者に対して金銭の使用を対価として負担を課すことが許されていないのである。例えば、債務者を信用できない債権者が、自分の奴隷の一人を債務者に同伴で送り、その間に彼が使用できない、その奴隷の労務に対して、何らかの問答契約がなされることを意図したとしても、(すでに)最高の適法利息を問答契約していたときには、債権者

にはそれはできないのである。このことは、vulg. D. 22. 2. 4. 1で、たとえ、債権者が同じ物に対して質権なり抵当権を取得したとしても、ときちんと付け加えられていたわけである。古法や学説彙纂の法においては、質物を受け取り、あるいは留置によって、さもなければ許されなかったような何らかのことを、高利貸しに認めていたので、疑義がなされていたのである（C. 4. 32. 4）（C. 4. 32. 27）」⁴¹⁾。

このように債権者が奴隷を同伴させる意味をはっきりさせる。そして、なぜ法文が、質権設定のケースを加えているかについて説明する。彼は利息債務の規制について、質権設定により利息債務につき別段の問答契約を不要とする特別のルールに対して、その質権が当初想定されていなかった後の大きな利息債務には及ばないとする勅法 C. 4. 32. 4 を挙げて、ここでも質権設定のケースについて疑義が生じたから、解答がなされたとする。そしてさらに、債権者の奴隷が航海に同伴するケースを別に検討する。

「第一の理由は、（何らかの）原因で利率が超えて、法律で定められた利率を超えて債務者が負担を負うことのないように、しかも、債権者が、（それ〔元本の受領〕以外には役に立たない）奴隷の、〔主人である債権者のもとにいれば主人の負担となるはずの〕食糧と、〔日当を設定することによる〕労務の利益をその間に得ないようにである。第二の理由は、債権者が、この奴隷を送ったのは、債務者のためではなく、自らだけのためであり、それ故、これは、債務者のではなく、債権者の費用でなされなければならないからである。その奴隷の食費はどうなるのか。法文は何も言及していないが、それはもっともである。というのも奴隷がその間に仕事を何もしないのではなく、債務者に仕えるという黙示的な合意がなされていると見られるからであり、奴隷の食糧は安価であるので、奴隷の若干の労務と相殺されないほどに普通は多くありえない。しかし、奴隷が全く役に立たず、あるいは、債権者が、運んでほかで売る〔債務者について運んで売ってもらう〕ことを欲していたなら、その時は、奴隷の運搬費や食費も利息から差し引かねばならず、〔それらの費用は〕債権者が支払うものとしなければならないと余は考えていた。但し、あくまで、それらの費用が利息と合わせると、適法利率を超える限りでということである。さもなければ、より少ない利息を約束した債権者は、適法利息に足らないところまでだけ、債務者に何か別の負担を課することができる。そして、債権者に対して課されていたすべての負担を差し引いた後に、利率の点でも、単額を含むダブルを最終的に超えることはできないから、利息の総計の点でも、それより超えてはできない。利息の問答契約が、日割りであれいかなる仕方になされたのであれである。新たに我々が証明したように」⁴²⁾。

こうして全体としての法文の大筋の意味が述べられた後、デュムランは、こうした意味内容は、新たな句読点に変更しても、全く変わらないとする。

「これが、D. 22. 2. 4 の nec pignora 節の ad finem まで（vulg. D. 22. 2. 4. 1, 2）

の明々白々で完全な意味である。いかなる読み方によっても、古くからの、確立している句読点の打ち方によってもである。この法文については、アントニオ・アグスティンの新たな句読点の打ち方からは全く何も変更されないことは明白である。なぜなら、彼に従えば、言葉使い(oratio)は同じであり、先の述べたことのいずれも同じく是認されるからである。つまり、第一に、債務者は、適法利息を超えては、何らの負担も何らの費用も、金貸し(foenerator)によって課されることはありえないという通説に従っているのであり、第二に、いかなる方式や仕方で問答契約がなされたにせよ、学説彙纂においてさえ、海上消費貸借において、利息はダブルを超えることができないという、新たな我々の正しい、通説に反する判断に有利にかなっているものである。それ故、法文の意味と、ケースの判断には、いずれの句読点の打ち方が正しいかは関係がないので、異議をとらえてはならず、すでに確固としていて何世紀にもわたってどこでも受け入れられた句読点を維持しなければならない。(最も敬虔に崇めるべきと余が考える) フィレンツェ写本の学説彙纂は、この種の区切りで区別されておらず、ほかの正しい条理や効用の要請もないので、伝統的な読み方や句読点の打ち方から離れる必要はないということになる。この打ち方は、衡平で適切なものと長らく考えられてきたものである(D. 1. 4. 2)⁴³⁾。

第二の点については、この法文の範囲に限っていうと、ダブル(元本額)まででそれ以上進行しないことを、債権者が危険を負担しなくなってからの奴隷の労務の問答契約による支払いに限定することが、今日の区切り方の理解であり、デュムランはそれを海上消費貸借の利息規制一般へと広げているので、この意味では、節の区切り方によって大きな違いがある。この点で彼の見解は受け入れがたい。そして、108節では、通説の切り方を擁護する根拠が積極的に提示される。

「何らの根拠もなく権威だけに支えられていると人に思われることがないように、我々の刊本に句読点がなかったとしても、我々の句読点の打ち方が、トレッリやアントニオの新しいものよりも、よりよくより選択しうるものであったろうことを余はおそらく証明できる。このことが明らかなのは、まず次の理由による。つまり、新たな読み方によるとすれば、pro operis 節(D. 22. 2. 4. 1)において、パピニアヌスの解答は、奴隷の労務が適法利息を超えて問答契約されることが許されるかどうかという、主要な問題に関して、不明瞭であり不完全になってしまうであろうからである。なぜなら、ダブルに達するまで利息が進行するならダブルを超えることに関しては、その解答は、十分に否定しているものの、[主要な問題には]何も判断しておらず、ダブル以内で、つまり進行する利息がダブルを超えない限りは、上述の労務が問答契約されうること、明白に否定もしていないことになるから。例えば、こちら側の時間で[ダブルにならない期間内に]、船が戻り利息の進行が止まるのだからという場合である。すべての法学者の中でもっとも鋭敏なパピニアヌスの解答が、彼のやり方や、特異な

才能、弁論の巧みに反して、何か不明瞭または不完全なことが残ってしまうように、このような形で句読点がつけられることよりも馬鹿げたことがあろうか」⁴⁴⁾。

デュムランのこの叙述も難解ではあるが、おそらくは、新しい区切り方だと、労務の問答契約の問題において、倍額を超えない（non ultra duplum）という制限は明白ではあるが、利率については自由に設定できるのではないかとの疑問を生じさせるというのであろう。いずれにせよ、パピニアヌスという一流の法学者が不明瞭な文を残すはずがないという人文主義者に特徴的な、古典期法学者への高い尊敬が見てとれる。しかしこの部分は、常に ad finem centesimae と non ultra duplum を 2 つの要件であると解するのが素直であろう⁴⁵⁾。奴隷の労務と遮断された日割りの一般的な海上消費貸借の利息の規制であると読む必要があるのだろうか。そのことを別にしても、そもそも D. 22. 2. 4 の『解答録』という文献類型からして、パピニアヌスに具体的な事件つまり海上消費貸借契約が提示され、紛争解決が求められたこと、そして、奴隷の労務について日当として支払いが契約されていた場合に対する彼の解答であることを想定すれば、解決できる問題であろう。学説彙纂に収録されている法文の出典文献の種類の違いを解釈に反映させる手法は、今日では通例であるが、こうした見方はこの問題を扱うデュムランには明確な形では見られないと思われる。彼はさらに今一つの理由を挙げている。

「第二の理由はこうである。これによれば、nec pignora というその前の節が余計になるので。というのも、適法な利率を超えないことが問題となっているその前に関係しているとするなら、何の意味があったろうと余は問う。もし主たる債務が成立しないなら、質権も法上当然に成立しないことも疑いはない。利息の問題について、さもないければ認容されないようなことが、質権やその留置によって認容されることについて、何らかの疑義がありえたと言うことによっても、逃げられない（C. 4. 32. 4）（C. 4. 32. 27）。そして、この疑いはここでは除去される。なぜなら、質権または留置によって、適法利率までしか、決して受け入れられていなかったので、法文は、適法利率を超えるものを、完全に不法であり、質も有効ではないと明白に述べているからである（D. 13. 7. 11. 3）。従って、D. 22. 2. 4 pr. は、適法利率を超える利息を禁じているだけであり、このように否認されており完全に不法であるので、「質を設定したときにも」、〔わざわざ〕拡張することは余計であったろう。なぜなら〔特に非常に鋭敏なパピニアヌスの〕法文は、疑いのないことについてや決着されないままにされることについてであるはずはなく（D. 37. 10. 9）、最終的に法文の文言が二通りに句点を打つことができるときには、疑わしいケースを論じ、疑義に決着をつけることになるように、句読点を打たねばならない。…しかし、汝が、nec pignora という文言を、その次に関係させて、quod in singulos 節までで一つの終止符をおくようにすると〔流布本の切り方〕、その時には、疑いをえないことについてというわけではなく、また、前述

のことによって、新たな独特な判断がないわけでもない。しかも、nec pignora 節にも、それにすぐ続く quod in singulos 節についても、不明瞭または不完全なものは何もなく、すべて適切に区別され、明瞭、明白となろう」⁴⁶⁾。

このように、新しい提案の切り方だと、明白すぎることにについてパピニアヌスが解答していることになってしまうので、より疑義として提示された可能性の高い、その意味では難しい読み方(lectio difficior)となるように節を区切るべきであり、しかもこの法文の場合、そのことについて明確な解答が用意されているというのである。しかし、先に援用していた2つの勅法をこの問題では意味のないものとして退けることを別としても、ウルピアヌス法文(D. 13. 7. 11. 3)からあるルールが自明であるという理由を挙げて、具体的な契約や事件を前にした助言なり解答においても、そのルールが言及されるはずがないと断定するのは、直ちには承認しがたい推測である。

「日割り計算」を、海上消費貸借の利息一般についてと理解する流布本の読み方に対して、トレッリやアグスティンは、古代の利息設定の慣行はまさにケンテシマにあらわれているように「月」あるいは「年」であったとして新たな区切り方を提案していたのであるが、これに対してもデュムランは反論を用意している。

「[日割りという、流布本の切り方での] quod in singulos 節の判断なら、尋常でないことになるというのは反論にならない。なぜなら、ボルックス『航海用語8巻』が説いているように、一つには、ギリシア人が、ヘテロブルムの利息と呼ぶ片道だけのものであるときもあれば、アンボテロブルムの利息と呼ぶ、往復の航海両方についてのものであるときもあり、月または航海ごとで海上消費貸借の利息が問答契約されるのがより頻繁であったとしても(D. 45. 1. 122. 1)、少なくとも海上消費貸借においては、いかなる時でも日割り計算の問答契約はなされないということにはならないからである。全月を通じてとか全航海を通じてとかではなく、一定の期日〔何月何日〕までだけ、危険が債権者負担であるとの合意がなされた〔これは、日割りを想定できることにつながる〕(D. 22. 2. 3)。なぜならパピニアヌスは、この項で、危険は債権者負担であったとしても、問答契約の方式が通例のものであろうとなかろうと、海上消費貸借でも、ダブルを超えることはないことを、特に明示的に判断しようとしたのであるから。これらのことから、通説の伝統的な句読点の打ち方がよりよく、より適切であり、全面的に維持しなければならないと我々は結論する」⁴⁷⁾。

5. おわりに

以上が、デュムラン『利息論』質疑4に見られるD. 22. 2. 4の解釈である。彼の基本的な主張は後の時代には受容されてはいない。彼は、海上消費貸借の利息について、古典期でも無制限に許されたのではなく、ケンテシマを若干超えることが許されたに

すぎないとしている。なるほど、仮に、法典としての『ローマ法大全』の体系的解釈ということから、『パウルス断案録』を無視することを承認するにせよ、債権者が危険を負担することと、無制限の利息を許容していたこととの関係を否定することに成功しているとは思われない。危険の負担と利息との結びつきを前の叙述で述べておきながら、後に否定していることも不明瞭であることや、D. 22. 2. 4 だけでなく、同じ章の冒頭法文 D. 22. 2. 1 が、海上消費貸借において債権者が危険を負担することを強調していることからしてもである。デュムランが、ケンテシマを年利 100%ではなく 12%であるとしても、流布本による節の区切り方を擁護している論拠には、古典期法学者をより尊敬するという立場でローマ法文を解釈し直すという人文主義法学に特徴的な作業が見て取れる。もっとも、法文の由来する文献類型を配慮するという発想は見られなかった。しかし、例えば、債権者が危険を負担しなくなってからであるとしても、利息の総額が元本と同額になるのは、上限の年利 12%であっても、また、アントニヌス帝の勅法 C. 4. 32. 10 以前の、またはユスティニアヌス帝の勅法 C. 4. 32. 29 以後の規制下であるとしても、8年4ヶ月の航海を想定しなければならない。航海は終結していて、返済が滞っているだけだとしても、長期にわたって、債権者の奴隷が債務者に同伴していることも想定しにくい。そうだとすると、この問題を明言していないものの、節の変更以前にビュデが語順変更を提案したことは、この点では巧みなものであったと言える。この海上消費貸借利息の法文については、その後、オランダ典雅法学のノートが詳しい解説を行うことになるが、しかし、この問題に対する人文主義法学時代の様々なアプローチを見ても、ローマ法の解釈学の手法として後の時代に新たな整理や新たな方法が必要とされたことが理解できる。

注

*本稿は、拙稿「人文主義法学のローマ法文解釈と市場原理」（加藤哲美編『市場の法文化（仮題）』国際書院・刊行準備中・所収）の海上消費貸借についての叙述の、いわば続編である。そこでは、デュムランについては脚注で触れた程度であるが、前提となる知識については重なる論述もある。本稿のテーマについて、人文主義法学者の取り組み一般については、ヨーロッパ研究センター月例研究会（2002年1月24日）で、重要法文とデュムラン『利息論』については、ローマ法研究会（2002年3月2日、京都大学）で報告させていただき、参加者から貴重なご教示・ご助言をいただいた。記して感謝したい。

1) 前注*を見よ。

2) 利用した全集所収の正式な書名は、Carolus Molinaeus, Tractatus contractuum et usurarum, redditumque pecunia constitutorum, Opera, Tom. II, Paris, 1681, Bad Feilnbach, 1995, pp. 1-330である。ほかにも、デュムランの死後に単行本として出版されている2つの『利息論』の刊本（1576年ヴェネツィア版1606年ケルン版、ともに一橋大学社会科学古典資料センター所蔵）を利用した。後に指摘するように、全集所収版には、[]で追加部分が挿入されているが、これは2

つの単行本には掲載されていない。

- 3) 利息論一般についての文献は、拙稿「人文主義法学」(前注*)を参照。普通法学の文献で、D. 22. 2. 4 について、概観を得るのに筆者に役に立ったのは、Gerardus Noodt, *De foenore et usuris libri tres*, lib. 2. cap. 7, Opera, Tom. I, Lugduni Batavorum, 1760, C. F. Glück, *Ausführliche Erläuterung der Pandecten*, 21. Theil, Erlangen, 1820, S. 196-200 である。D. 22. 2. 4 については、Jacobus Cuiacius, *Commentaria in Lib. III. Responsorum Aemilii Papiniani. Ad L. IV. de Naut. foen.*, Opera, Tom. IV, Neapoli, 1758, col. 952-955, J. Cuiacius, *Recitationes solemnes ad Tit. II. Lib. XXII. De nautico foenore*, Opera, Tom. VII, Neapoli, 1758, col. 863-865 も見よ。
- 4) H. E. Troje, *Graeca leguntur*, Köln, Wien, 1971, S. 30-36.
- 5) 利用した流布本刊本は、1515 年バリの Rembolt 版 (Spangenberg, 112) および 1518 年リヨンの Fradin 版 (Spangenberg, 118) (ともに南山大学図書館所蔵) である。
- 6) 法文については、その内容やデュムランの議論の理解のために、煩瑣ではあるが、[]で若干の解説を入れることがある。D. 22. 2. 4 に限っては、語順や節の区切り方の変更が問題となるので、原文も付している。
- 7) 古典期法学者の中でも、とりわけパピニアヌスの高い資質を実証するものとして、ハンス・アンクム (小川浩三訳)「パピニアヌス、意味不明の法律家か」北大法学 44 巻 2 号 1 頁以下を見よ。
- 8) 「この法文は、ケンテシマの利息は(1年で)元本と同じだと考えていたアックルシウスや他の者たちによって逆にされていた[まさに1年で倍になるから]。彼らの考えは、随分以前に、エルモラオの注意深い研究によって論駁されている。従って、余はこの箇所を、「ケンテシマのダブルまでで、(それを)超える(債務は生じない)」(*Ad finem non ultra duplum centesimae*)と読む。海上消費貸借金は、2つのケンテシマを(*duas centesimas*)超えて取得されえない、という意味で。2つのケンテシマの(利息)債務は、往復、つまり金銭を(海を越えて)持っていくことと、その金銭で買われた商品を逆に持って帰ってくることに對して、課すことができたのである。この章の第一法文にあるように。それ故、[ユリウス・]ボルックス第8巻は、2種類の海上消費貸借の利息、つまりヘテロブルム[片道の航海のもの]とアンボテロブルム[往復の航海のもの]を想定している。高利貸しが行きの危険だけを引き受けるのが、ヘテロブルムである。帰りの危険も引き受けるのが、アンボテロブルムである」。Troje, *Graeca*, supra note 4 では叙述全体が紹介されていない。筆者が利用したのは初版の Gulielmus Budaeus, *Annotationes in quattuor et viginti Pandectarum libros*, Parisiis, 1508, fol. 142r. -142v. および復刻版の全集 G. Budaeus, *Opera* Tom. III, in quo *Annotationes in pandectas tam priores quam posteriores comprehenduntur*,... Basileae, 1557, Hants, 1966, pp. 275-276 である。他に 1551 年リヨン版では *Ad finem non, ultra...* とあり、句点の有無の違いがあるが、本稿では立ち入らない。ギリシア語文献の知識を駆使して西欧の古典学の進歩に多大な貢献をなしたとされるビュデの、ギリシア語を習得にあたっての面白いエピソードについて、リュシアン・フェーヴル『フランス・ルネサンスの文明』(二宮敬訳, ちくま学芸文庫) 87-88 頁の訳注を見よ。
- 9) ケヴィン・グリーン『ローマ経済の考古学』(池口守他訳, 平凡社) 58 頁以下参照。オトマンについては、例えば, Franciscus Hotmanus, *Observationes et emendationes*, lib. 5. cap. 17, *Emendata l. quarta*, §. primo, D. de naut. foen. (D. 22. 2. 4. 1), Opera, Tom. I, Lugduni, 1599, col. 254-255 を参照した。
- 10) アグスティンの『修正と見解』は、1543 年ヴェネツィア, 1544 年リヨンで出版されている。利

用したのは、Antonius Augustinus, *Emendationes et opiniones*, in: E. Otto (curat), *Thesaurus iuris romani continens rariora meliorum interpretum opuscula*, Tom. III, Basileae, 1744 である。アグスティンがトレッリからフィレンツェ写本の扱いについて注意を受けていることから、弟子と表現した。彼は、トレッリのことを師(dominus)と呼んでいるが、この表現の一般的な意味については、エルンスト・カントロヴィッチ「法学の影響下での王権」『祖国のために死ぬこと』（甚野尚志訳、みすず書房）67 頁 179 頁原注 9 参照。

- 11) そのため、註釈付き『ローマ法大全』の復刻版（1627 年リヨン版）では、新しい節の区切り方に従った法文に、流布本の切り方を前提とした註釈や事案解説(casus)が付されているので、注意を要する。この法文について、流布本から節の区切り方が変更されたことについて、後の主要な刊本では記載されていないように思われる。
- 12) 1529 年のハロアンダー版は、さらに、末尾について、「労務についての…問答契約」(stipulationem operarum)を「利息についての…問答契約」(stipulationem usurarum)と変更している。
- 13) 103 節の表記は全集所収のものにはないが、1576 年 1606 年版では表記されている。
- 14) 援用箇所は、全集では、G. Budaeus, *De asse et partibus eius, liber primus*, Opera, supra not. 8, Tom. II. p. 42 にあたる。この時代の作品は、それぞれの版により改説がなされていくため、厳密な調査が必要ではあるが、本稿ではそうした問題には深入りしていない。
- 15) 猶予期間について、デュムランは『テオドシウス法典』CT. 4. 19 を援用して、4 ヶ月としているが、ジャック・ゴドフロワ版では 2 ヶ月となっている。Codex Theodosius cum perpetuis commentariis Iacobi Gothofredi, Lipsiae, 1736, Hildesheim, New York, 1975, Tom. I, p. 441 を見よ。
- 16) トリボニウス法文 D. 3. 5. 37 (38) とウルピアヌス法文 D. 26. 7. 7 が挙げられている。
- 17) 彼が引用している箇所は、『アッティクス宛書簡集』6 巻書簡 1 の部分である。『キケロ選集 13』（川崎義和訳、岩波書店）326-327 頁を見よ。
- 18) 『パウルス断案録』2 巻 14 章、例えば FIRA, pars altera, Florentiae, 1940, p. 342 や Antonius Schultingius (rec.), *Jurisprudentia vetus ante-Justinianea, editio nova*, Lipsiae, 1737, p. 288 を見よ。
- 19) おそらくそのため、ウィウアヌスの事案解説(casus)は、中世法学の想定した最高利率ではなく、100 の消費貸借金に対して年に 20 を利息として 10 年間支払い続けたケースを述べているのである。
- 20) これらの新勅法の他にも、C. 4. 32. 29, 30 がこの是正を確認する。この 2 つの勅法は、ビザンツ法源からの復元であり、近世の刊本〔ゴドフロワ、ゲバウアー、クレーゲル版〕には掲載されていたが、今日の校訂版には収録されていないものである。Glück, *Pandecten, oben Anm. 3, 21*. Theil, S. 104-115 も参照。
- 21) この「註釈の認めなかった…」という原則については、拙稿「人文主義法学時代の分割所有権論の一端（一）」南山法学 20 巻 3・4 合併号 34 頁注⑦でも簡単に触れた。そこでは筆者のミスによって non が欠落している。この原則を適用するかどうかは、ここでは、利息規制について、ヨリ自由主義的な契約観をとるかどうかの問題に繋がる可能性をはらんでいた。
- 22) Glück, *Pandecten, oben Anm. 3, 12*. Theil, S. 199 は、ハロアンダーがビュデをそそのかしたとしているが、ビュデの修正提案は、『注記』初版である 1508 年パリ版でも確認でき、1529 年ハロアンダー版以前であるから、これは逆であろう。前注 8 および後注 24 を見よ。

- 23) Molinaeus, Tractatus de usuris, 103: 《... Sed de duplici centesima expressum videtur, prout Haloander legit, qui verbum (*centesimae*) a situ suo veteri et communi, qui est post verbum, *finem*, transponit post tria verba, et subiicit nomini illi numerali, et quotitativo duplum. Sic enim legit, *Quod in singulos dies in stipulatum deductum est, ad finem non ultra duplum centesimae debetur*. [Quam lectionem accepit Haloander a Budaeo nostro, qui primus in Annotation. ad Pandectas ita legendum censuit, putans sensum esse, usuram nauticam, seu traiectionem ascendere posse ad duas centesimas lucri: et sic in summa triplum conficere.]]》
- 24) Digestorum seu pandectarum libri quinquaginta... Editi Norembergae per Gregorium Haloandrum, Anno M. D. XXIX. p. 801.
- 25) Molinaeus, Tractatus de usuris, 103: 《Quae lectio ut nova est, noviter fabrefacta, et ab aliis et veteribus et novis exemplaribus dissentiens, ita minime sequendam puto, sed veterem et communem lectionem, quam litera Parisiensis, et omnes, praeter novam illam Noricam sequuntur, retinendam, tum propter eius fidem, tum propter aliarum legum consonantiam, cui nova lectio obstreperit. Nauticum enim foenus taxatum ad centesimam, quae etiam iure digestorum summa et gravissima erat usura, ut ostensum est *supra numero 40*. Et sic non est verisimile, iure digestorum toleratam et multo minus approbatam in hoc §. duplicem centesimam.》
- 26) 追加部分は、利用した全集では、[]で示されている。この追加部分は、前注2で指摘したように死後出版の2つの版にも掲載されていない。
- 27) Molinaeus, Tractatus de usuris, 103: 《[Non obstat *l. 1. De naut. foen.* Quia quicquid dicat Bud. in *d. l.* nihil interest, non sunt in *d. l.* duae centesimae, nec simul, nec seorsim, quasi pro duobus comitatibus, prima pro traiectione, secunda pro reditu; quia etiam in foenore Amphitropo non potest esse duplex centesima, sed una tantum: si enim pecunia, vel merces eius loco subrogatae sunt periculo creditoris pro traiectione tantum, eoque tantum currit heteroplum foenus centesimae: Quod si etiam in remeatu stet periculo creditoris, continuatur eadem centesima, simplex, et non dupla in suo cursu, et quae duplum numquam excedere poterit, et erravit Haloander inconsulte sequendo Budaeum.]]》
- 28) Molinaeus, Tractatus de usuris, 104: 《... Sed ad rem. Plus dico, quod etiamsi lectio Haloandri in hoc esset vera, et non adulterina, nihil adhuc concluderet contra sententiam nostram: quia adhuc textus ille novus non loqueretur de dupla centesima, sed de duplo centesimae. Et sic deberet intelligi de duplo in quo inest simplum, quod in idem cum veteri et communi lectione recidit: et probatur, tum ne quid exorbitans a caeteris iuribus tacite inducatur: tum quia regulariter in iure duplo inest simplum, ut *supra numero 46*. Et sic ea verba duplum centesimae, sive transitive, sive intransitive intelligantur, non concludent esse duplam centesimam, sed unam duntaxat centesimam, quae in sui fine duplum cum sorte conficit, nec ultra progredi potest. Et sic tantum abest, ut ea nova lectio sententiae nostrae adversetur, ut eam magis confirmet, et extendat procedere indistincte, etiamsi in dies singulos, aut alia quavis solita vel insolita formula concipiatur usurarum stipulatio, ut mox dicam. Nihilominus placet communis litera.》
- 29) デュムランは1544年リヨン版7巻を利用したとされる。Troje, Graeca, oben Anm. 4, S. 32-33.

- 30) 『修正と見解』は1543年にヴェネツィアで出版されている。前注10を参照。
- 31) Molinaeus, Tractatus de usuris, 104: 《His scriptis, editionique paratis, prodierunt in lucem libri septem *Parergôn* Alciat. qui lib. 6. cap. 15. nobiscum sentit, communemque literam sequitur, et Accursii transpositionem reprehendit; quam tamen Accurs. numquam fecit, sed Budaeus, et post eum Haloander. Quare puto ibi mendum esse, et Alciatum non de Accursio, sed de Haloandro cogitasse et scripsisse. Novissime quoque editi sunt doctissimi libri emendat. Anton. Augustini, qui *lib. 1. cap. 9.* communem literam tuetur. Retenta igitur veteri vera et communi litera huius §. tota obscuritas oritur propter verbum, *ad finem*.》
- 32) Corpus iuris civilis romani,... cum notis integris Dionysii Gothofredi,... Tomus secundus. Coloniae Munatiana 1756, p. 478. Not. *actuário* ad C. 12. 37. 16. 1a.
- 33) Molinaeus, Tractatus de usuris, 106: 《Nunc videamus de quo fine seu termino loquatur hic §. *ibi ad fi. centesimae*. et clarum est quod non loquitur de summitate successiva et progressiva in cursu temporis, quia hoc satis clare importat verbum centesimae. Loquitur ergo de ipsa periodo et fine cursus, seu termino terminante, qui proprie finis est: quia tunc usura omnis desinit currere. Et sic sensus est clarissimus, quod hic tex. non loquatur de duplici, sed de una tantum centesima traiectione: et quaerit, quis sit finis cursus huius centesimae, sive usuque ad quantam summam possit ascendere, donec finiatur, hoc est, desinat currere. Et respondet Papin. quod finis est duplum.》
- 34) 以下は、注2で述べたように、後の追加分である。Molinaeus, Tractatus de usuris, 106: 《[Potest etiam vox *finis*, hic accipi, non pro termino finiente, vel finito, ut regulariter capitur, sed pro quantitate, vel modo, ut *l. in insulam. §. 1. in fin.* *ibi ad finem superflui*, id est, usque ad quantitatem residui. *ff. soluto matri.* et in *l. alteri. de adim. leg.* *ibi, ad eum finem* id est, usuque ad eandem quantitatem, vel pro modo, seu rata; et sic hic est quaestio, de stipulatione centesimae, diurna, sive in dies singulos concepta, sed ad ratam centesimae.】
- 35) Molinaeus, Tractatus de usuris, 106: 《Et sic utro modo accipiatur vox, *finis*, idem omnino sensus est: Et mens huius. §. est generaliter definire, nunquam deberi nec currere ultra duplum, etiam in foenore traiectione, sive in menses, sive in dies singulos, sive aliter concipiatur stipulatio. Hic est verus *καὶ γνώσιος* intellectus huius §. verbis, mentique, et caeteris legibus et regulis conformis: contra vero communis intellectus de duplici centesima est contra mentem et verba huius §. et contra reliquas omnes leges et regulas.》
- 36) ドュアラヌは、『パウルス断案録』の有名な箇所を挙げて、債権者が危険を負担する海上消費貸借においては、無制限に利息が設定できたことを明言するが、流布本の切り方を念頭において、vulg. D. 22. 2. 4. 2を独立した一般的な海上消費貸借の利息の問題と考え、そこでの「ケンテシマまで」という制限は、それ以上も可能であったが、パピニアヌスに提示された事件では、ケンテシマまでが許されていたのであり、これが一般的な慣行であったと解釈している。Franciscus Duarenus, Commentarii in D. 22. 2, Opera, Lugduni, 1584, p. 1340-1341.
- 37) 彼の援用しているプルタルクス『英雄伝・カト』21-6には、「また金貸しの中でも最も非難される海上消費貸借を次のような方法で行った（*Ἐχρήσατο δὲ καὶ τῷ διαβεβλημένῳ μάλιστα τῶν δανεισμῶν ἐπὶ ναυτικοῖς τὸν τρόπον τοῦτον.*）とあり、無制限であったからこそ、最も非難されたと読めなくもない。例えば、仏対訳 Plutarque, Vies V, (R. Flachelière, E. Chambry), Paris, 1969, p. 102. 『プルタルコス英雄伝（中）』（村川堅太郎訳 ちくま学芸文庫）286頁を見よ。

38) 前注9参照。

39) Molinaeus, Tractatus de usuris, 107: 《His ut (supra) elaboratis, editionique paratis, venerunt in manus meas elegantes et perutiles libri emendati doctissimi viri Anto. Augustin. Hispani: qui *lib. 1. c. 9.* dicit non esse vitium in communi litera *l. d. nihil interest*, prout iam diximus: sed solum in interpunctionibus, quas ita emendandas ex animadversione Laelii Taurelli censet, ut iste §. *quod in singulos*, non sit §. per se, ut vulgo omnes libri habent: sed ut cum *versic. pro operis*, a quo incipere debet, sit eadem oratio, et unica periodus, legendo ut sequitur, Pro operis servi traiectionis pecuniae gratia secuti, quod in singulos dies in stipulatum deductum est, ad finem centesimae, non ultra duplum debetur. Ita autem punctuandum et legendum ex eo censet, quod nunquam in singulos dies usurae promitterentur, sed in menses aut navigationem: nec aliam praeterea rationem adducit. Ego quidem libenter et iucundissime legi hanc animadversionem Do. Laelii Taurelli, cuius et praefati Anto. studium et industriam in repurgandis iuris nostri fontibus summe probo, maximisque laudibus et praemiis dignam duco. Si tamen unquam, maxime in his, iudicium exactissimum adhibendum est, nec ex uno aut altero verisimili decernendum, sed ipsa iuris *πλήρωσις* in consilium adhibenda et singula singulatim, et rursus ad invicem et simul *ἀναλυτικῶς* expendenda. Quanquam in hoc primo art. non opus est multis contendere, utra lectio sincerior sit: quandoquidem utriusque idem omnino sensus sit.》

40) Molinaeus, Tractatus de usuris, 107: 《Patet, quia secundum vulgatam et communem lectionem sensus est in *versi. nec pignora*. continuato usuque ad §. *quod in singulos*. quod etiam praetextu operum servi creditoris, causa traiectionis pecuniae missi, simulque cum debitore navigantis, non potest deberi maior usura quam legitima. Sed si minor usura stipulata fuerit, tunc stipulatio operum praedicti servi potest valere usque ad id quod legitimae, totique usurae deerat duntaxat, non ultra, ut in §. *in stipulatione*. in eadem. *l. nihil interest. in fi.*》

41) Molinaeus, Tractatus de usuris, 107: 《ita nullo ingenio, nullo praetextu licet foeneratori qui de quaestu paciscitur, aliquid extrinsecus detrahare, seu aliquo sumptu vel onere extrinseco et adventitio gravare vel onerare debitorem pro usu pecuniae, ultra aestimationem interusurii legibus, taxatam, quocunque praetextu vel colore quaesito. Puta si creditor diffidens debitori mittat cum eo unum de servis suis, et velit aliquid stipulari pro operis servi sui, quibus interim carebit, non potest, si summam legitimam usuram stipulatus sit: quod in *d. §. nec pignora*, pulchre ampliatur, etiamsi creditor in eam rem pignora vel hypothecas acceperit. Dubium autem faciebat, quia iure veteri et digestorum licebat aliquid foeneratori, pignore accepto, vel per viam retentionis, quod alias non licebat, *l. per retentionem. l. pen. in fin. Cod. de usur.*》

42) Molinaeus, Tractatus de usuris, 107: 《Prima, ne qua occasione modus usurae excedatur, et debitores ultra modum legibus taxatum graventur: creditores autem servi (alioquin sorte inutilis) et alimenta et operas alioqui nullas interim lucrentur. Secunda, quia quod creditor mittit hunc servum, non debitoris sed suiipsius tantum gratia facit, nec inde debitor in aliquo relevatur: igitur hoc sumptibus creditoris, non debitoris fieri debet. Quid ergo alimentis eiusdem servi? Text. non meminit, et merito, quia tacite videtur actum quod servus interim non stabit otiosus, sed serviet debitori: et sic cum alimenta servi sint vilia, non possunt

communiter tanti esse, quin compensentur cum tantulo servitio. Si vero servus erat prorsus inutilis, vel forte transvehere et alibi distrahere volebat creditor, tunc etiam vecturam et alimenta servi putaverim deducenda de usuris, et creditori adscribenda, quatenus hic sumptus simul cum usura legitimum modum excedit, aliuquin creditor qui minorem usuram stipulatur, potest aliquod aliud onus debitori imponere, usque ad id quod legitimae usurae deest, non ultra, tam respectu cursus quam respectu cumuli seu periodi, quia non potest duplum in quo inest simplum, in fine excedi, omni onere a creditore imposito deducto, quocunque modo, vel in dies singulos concipiatur usurarum stipulatio, ut nove evicimus.》

43) Molinaeus, Tractatus de usuris, 107: 《Hic est clarissimus et perfectus sensus *d. l. nihil interest. in versi. nec pignora*, ad finem usque, etiam secundum omnem literam, et veterem et solidam punctuationem, de qua clarum est, nihil omnino immutari ex nova punctuatione Anton. Augus. quia secundum eum, eadem oratione utrunque praedictorum aequè probatur: videlicet primum, secundum communem sententiam, quod nullo onere, nullo sumptu potest debitor per foeneratorem gravari ultra legitimam usuram. Secundum pro nova nostra et vera sententia contra communem, quod etiam iure digestorum in traiectionis non poterit usura crescere ultra duplum, quacunque forma vel arte stipulatio conciperetur. Cum igitur ad sensum legis et decisionem casuum non referat utra punctuatio verior sit, non est contendendum, omnino veteri iam solitae, et iam multis seculis adusque receptae punctuationi standum.》108.: 《Cum enim Pandectae Florentinae (quas religiosissime colendas censeo) nullis huiusmodi distinguantur intervallis, nec ulla alia iusta ratio aut utilitas exigat, sequitur non esse a recepta lectione, et punctuatione recedendum, quae tandiu aequa et apta visa est. et *est l. in rebus novis. de constit. prin.*》

44) Molinaeus, Tractatus de usuris, 108: 《Et ne quibusdam forte sola autoritate citra aliam rationem niti videar, fortius probare queam, quod etiam si adusque libri nostri punctis caruissent, punctuatio nostra melior et eligibilior esset, quam nova Taurelli, et Anton. Patet, primo, quia secundum novam in §. *pro operis*, responsum Papiniani esset obscurum et imperfectum, quantum ad principalem quaestionem, quae est, An ultra legitimam usuram liceat operas servi stipulari. Licet enim id satis neget quantum ad excessum dupli, si eousque perserveret usura, ut duplum attingat: tamen nihil decideret, nec clare negaret dictas operas licere stipulari infra duplum, id est, quandiu usura currens non est excessura duplum: ut quia citeriori tempore navis redit et desinit cursus usurae. Quid autem absurdius, quam Papinian. acutissimi omnium Iurisconsulti responsum ita puncturari, ut contra morem suum, et peculiarem ingenii et orationis dexteritatem, aliquid obscuri vel imperfecti subsideat:》

45) ノート『利息論』2巻7章の、「海上消費貸借金の〔返還の際に受け取る〕ために随伴された奴隷の労務に対し、日当で問答契約がなされたものは、ケンテシマまでで、それを超えない債務となる」。あるいは、「2倍」の文言を保存したいなら、余は、「ケンテシマまでで、かつ (nec) 倍額を超えない債務となる」と読むであろう」《*Pro operis servi traiectionis pecuniae gratia secuti quod in singulos dies in stipulatum deductum est, ab finem centesimae, non ultra debetur.* vel, si quis tueri malit verbum, *duplum*, legerim, *ad finem centesimae, nec ultra duplum debetur.*》はこの意味で理解できる。G Noodt, De foenore, supra not. 3, pp. 183-184.

46) Molinaeus, Tractatus de usuris, 108: 《Secundo, quia secundum hoc, versic. praecedens, ib.

nec pignora, superflueret: si enim ad praecedentia referatur, ubi de legitimo usurarum modo non excedendo agitur: rogo quid operabitur? Nec enim dubium est ipso iure non tenere pignora, si principalis obligatio non teneat. Nec elabi licet, dicendo, quod aliquale dubium esse poterat, quoniam in materia usuraria toleratur aliquid via pignoris et retentionis, quod alias non toleraretur, *l. per retentionem l. pen. Cod. de usur.* quodque hoc dubium ibi tollitur, quia illud per pignus vel per retentionem numquam fuit receptum, nisi infra legitimum modum: ut patet in *dd. ll.* supra vero legitimum modum diserte ait lex, penitus illicitum esse, nec ullum pignus valere. *l. solutum. §. si in sortem, in fin. de pignor. action.* Cum igitur principium *d. l. nihil interest*, tantum prohibeat foenus excedens legitimum modum, et sic improbum et penitus illicitum, superfluum esset extendere etiam datis pignoribus: quia *l.* (praesertim Papin. acutissimi) non debet esse de indubitabili. *l. quod Labeo de Carbon. edict.* et interminis, quando litera legis dupliciter puncturari potest: ita puntuanda est, ut operetur et decidat casum dubitabilem,... Sed si referas verba, nec pignora, ad sequentia, ut sit una periodus usque ad *§. quod in singulos*, tunc non erit ita de indubitabili, nec absque nova et singulari decisione per praedicta: nihilque obscurum, aut imperfectum erit in *d. versic. §. nec pignora*, nec etiam in *§. quod in singul.* immediate sequenti: sed omnia erunt apte distincta, clara et perspicua.》

- 47) Molinaeus, Tractatus de usuris, 108: 《Non obstat, quod decisio *d. §. quod in singul.* erit super insolito, tum quia etiam si frequentius stipularentur nauticas usuras in menses aut navigationem: quandoque in alteram tantum, quod foenus Graeci Heteroplum: quandoque in utramque navigationem sive in com meatum et remeatum, quod Amphoteroplum foenus vocabant, ut tradit Pollux *de vocab. naut. lib. 8.* et exemplum est in *l. qui Romae §. Calimachus. de verb. oblig.* Tamen non sequitur quin quandoque stipularentur in dies singulos, saltem in traiecitia. Quando (ut plurimum) fiebat pactum, quod periculum non spectaret ad creditorem per certos totos menses, vel per totam navigationem, sed usque ad certos dies duntaxat: ut *l. in nautica l. foenerator, de naut. foeno.* Tum quia Papinian. in eo. *§.* specialiter et expressim decidere voluit, non posse duplum excedi, nec in traiecitia quidem, licet periculum sit creditoris, et quacunque formula solita vel insolita concipiatur stipulatio. Ex quibus concludimus, communem et receptam punctuationem meliorem et aptiorem esse, et omnino retinendam.》